

男鹿市「地域で見守る！早期発見ネットワーク」事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男鹿市「地域で見守る！早期発見ネットワーク」事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、徘徊または徘徊の恐れのある認知症高齢者等（以下「徘徊高齢者等」という。）を地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関等との支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、次のことを行うものとする。

- (1) 徘徊する可能性の高い高齢者の把握に努め、当該高齢者ならびに家族等への支援を行う
- (2) 地域の関係機関による緊急連絡体制及び支援体制の構築を図るとともに、秋田県ならびに県内市町村とも連携を図る
- (3) 本事業の普及啓発に努める

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する徘徊高齢者等とする。

(事前登録)

第4条 この事業を利用しようとする徘徊高齢者等の配偶者、三親等内の親族、常時介護している者または法定後見人（以下「家族等」という。）は、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」事前登録届(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請を受理した場合は、徘徊高齢者等ならびに家族等からの聞き取りを行うことにより「地域で見守る！早期発見ネットワーク」個人票（様式第2号）を作成し、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」登録者台帳（様式第3号）へ登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により作成した「地域で見守る！早期発見ネットワーク」個人票（様式第2号）の写しを家族等に交付するものとする。

(変更等の届出)

第5条 登録者が、次の各号のいずれかに該当した場合、家族等は速やかに、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」登録変更届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

- (1) 登録内容に変更が生じたとき
- (2) この事業の利用を中止するとき
- (3) その他

(協力機関の登録)

第6条 協力機関に登録しようとする事業所または団体等は、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」協力機関登録申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 協力機関は、登録の内容に変更があった場合または登録を廃止する場合は、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」協力機関登録変更届（様式第 6 号）により、速やかに市長に届出するものとする。

（協力機関の役割）

第 7 条 協力機関は、次条第 2 項に規定する支援の要請を受けたときは、周囲の捜索に協力するよう努めるものとする。この場合において、徘徊高齢者等を発見した場合は、速やかに警察署に連絡するとともに、当該徘徊高齢者等の安全の確保に努めるものとする。

（緊急連絡体制及び支援体制等）

第 8 条 家族等は、登録者の行方不明発生があった場合は、速やかに警察署に行方不明者届を出すとともに、男鹿市地域包括支援センターに連絡するものとする。

2 市長は、登録者の行方不明発生があった場合は、速やかに当該登録者の情報を警察署へ提供するとともに、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」SOS 依頼(様式第 7 号)により、協力機関に対し当該登録者の発見のための協力を依頼するものとする。

3 市長は、前項の規定により協力を依頼した登録者の発見等により、当該事案が終結した場合、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」SOS 解除（様式第 8 号）により、協力機関に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

（未登録者の対応）

第 9 条 市長は、未登録者の行方不明発生時に家族等から協力依頼があった場合について、登録者と同様に対応できるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第 10 条 個人情報は、男鹿市個人情報保護条例(平成 17 年 12 月 20 日男鹿市条例第 213 号)の規定に基づき、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 この事業の実施における外部提供情報は、家族等が同意する範囲で発見に必要な最小限度のものとする。

3 協力機関等提供先における情報の取り扱いについては、他に漏れることのないよう周知徹底するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 9 日から施行する。